



国家戦略特区WGヒアリング提出資料

平成27年10月8日

厚生労働省

農林漁業体験民宿業に係る旅館業法の特例に関する検討状況

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）

- 体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う（平成27年度検討・結論・措置）。

検討の方向性

（営業主体）

- 農林漁業者でない個人が自宅に居住しながら農林漁業体験民宿業を行う場合については、旅館業法の特例（客室面積が33㎡未満でも可）を適用する。
- 法人化している地域コミュニティ組織や農事組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合については、上記特例の導入に当たり、個人が自宅で農林漁業体験民宿業を行うために自宅の改築等を行うことは過度な負担となり得る点が考慮されたことを踏まえ、上記特例の対象とすることの可否につき、引き続き検討する。

（体験事業の目的）

- 上記特例は、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ること等が農山漁村滞在型余暇活動の促進につながるという「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の目的に鑑み、緩和措置を講じているものであり、当該法律の対象でない体験事業を上記特例の対象とすることは困難である。

今後のスケジュール

- 今年度中に必要な省令改正を行い、平成28年4月1日から施行する予定。

農林漁業体験民宿業とは

- 「農林漁業体験民宿業」とは、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)に必要な役務を提供する営業をいう。

※ 「農山漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業体験等の活動をいう。

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務とは

○ 農村滞在型余暇活動に必要な役務

農作業の体験の指導、農産物の加工又は調理の体験の指導、地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与、農用地その他の農業資源の案内、農作業体験施設等を利用させる役務、これらの役務の提供のあっせん

○ 山村滞在型余暇活動に必要な役務

森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導、林産物の加工又は調理の体験の指導、地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与、森林の案内、山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務、これらの役務の提供のあっせん

○ 漁村滞在型余暇活動に必要な役務

漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導、水産物の加工又は調理の体験の指導、地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与、漁場の案内、漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務、これらの役務の提供のあっせん